

実証事業委託契約標準契約書（新）	実証事業委託契約標準契約書（旧）
<p style="text-align: center;">実証事業委託契約標準契約書</p> <p style="text-align: right;">平成15年10月 1日制定 (中略)</p> <p style="text-align: right;">2025年 3月28日改正 <u>2026年 3月31日改正</u></p>	<p style="text-align: center;">実証事業委託契約標準契約書</p> <p style="text-align: right;">平成15年10月 1日制定 (中略)</p> <p style="text-align: right;">2025年 3月28日改正</p>
<p>(目 次)</p> <p>1. 実証事業委託契約標準契約書雛型</p> <p>2. 実証事業委託契約約款</p> <p>    (1) 約款本文</p> <p>        第1章 委託業務の実施 (第1条-第9条)</p> <p>        第2章 変更手続 (第10条-第11条)</p> <p>        第3章 概算払・確定 (第12条-第19条)</p> <p>        第4章 取得財産の管理等 (第20条-第23条)</p> <p>        第5章 成果の取扱 (第24条-第25条の3)</p> <p>        第6章 雑則 (第26条-第44条)</p> <p>        特記事項</p> <p>        附則</p> <p>    (2) 様式</p> <p>    (3) 別紙</p> <p>    (4) 実証事業委託費積算基準</p> <p>1. 実証事業委託契約標準契約書雛型 (略)</p> <p>2. 実証事業委託契約約款</p> <p>    (1) 約款本文</p>	<p>(目 次)</p> <p>1. 実証事業委託契約標準契約書雛型</p> <p>2. 実証事業委託契約約款</p> <p>    (1) 約款本文</p> <p>        第1章 委託業務の実施 (第1条-第9条)</p> <p>        第2章 変更手続 (第10条-第11条)</p> <p>        第3章 概算払・確定 (第12条-第19条)</p> <p>        第4章 取得財産の管理等 (第20条-第23条)</p> <p>        第5章 成果の取扱 (第24条-第25条)</p> <p>        第6章 雑則 (第26条-第44条)</p> <p>        特記事項</p> <p>        附則</p> <p>    (2) 様式</p> <p>    (3) 別紙</p> <p>    (4) 実証事業委託費積算基準</p> <p>1. 実証事業委託契約標準契約書雛型 (略)</p> <p>2. 実証事業委託契約約款</p> <p>    (1) 約款本文</p>

実証事業委託契約標準契約書（新）	実証事業委託契約標準契約書（旧）
<p>第1条 ～ 第8条 （略）</p> <p>（継続申請）</p> <p>第9条 乙は、甲が別に定める基本計画に規定する実施期間が委託期間の終了日以降に及ぶ実証事業であって、乙が継続して<u>実証事業</u>委託契約を希望する場合は、次の委託期間の開始日前に様式第1により継続契約の研究概要、研究開発実施計画、必要経費等を甲に提出するものとする。</p> <p>第10条 ～ 第19条 （略）</p> <p>（取得財産の管理等）</p> <p>第20条 乙が、委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産（以下「取得財産」という。）のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上<u>（甲の財産を改造するために購入又は製造したものであって取得価額が10万円以上の取得財産を含む。）</u>の取得財産の所有権は、乙が検収又は竣工の検査により<u>委託業務の実施に供する機能を発揮する完成品であることを確認</u>した時をもって甲に帰属するものとし、同時に甲は、甲に帰属した取得財産を乙が使用することを認めるものとする。</p> <p>2 取得価額が50万円未満又は使用可能期間が1年未満の取得財産<u>（ただし、甲の財産を改造するために購入又は製造したものであって取得価額が10万円以上の取得財産を除く。）</u>の所有権については、乙が検収又は竣工の検査により<u>委託業務の実施に供する機能を発揮する完成品であることを確認</u>した時をもって乙に帰属するものとする。</p> <p><u>2の2 前二項の規定にかかわらず、取得財産が外国に所在する場合において、委託業務の態様及び実施場所における商慣行その他の事情を考慮し、甲が特段の取扱いを行うことが適当であると認めるときは、甲は、所有権の帰属時期その他前二項</u></p>	<p>第1条 ～ 第8条 （略）</p> <p>（継続申請）</p> <p>第9条 乙は、甲が別に定める基本計画に規定する実施期間が委託期間の終了日以降に及ぶ実証事業であって、乙が継続して委託<u>研究</u>契約を希望する場合は、次の委託期間の開始日前に様式第1により継続契約の研究概要、研究開発実施計画、必要経費等を甲に提出するものとする。</p> <p>第10条 ～ 第19条 （略）</p> <p>（取得財産の管理等）</p> <p>第20条 乙が、委託業務を実施するために購入し、又は製造した取得財産（以下「取得財産」という。）のうち、取得価額が50万円以上かつ使用可能期間が1年以上の取得財産の所有権は、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって甲に帰属するものとし、同時に甲は、甲に帰属した取得財産を乙が使用することを認めるものとする。</p> <p>2 取得価額が50万円未満又は使用可能期間が1年未満の取得財産の所有権については、乙が検収又は竣工の検査をした時をもって乙に帰属するものとする。</p> <p><u>（新設）</u></p>

実証事業委託契約標準契約書（新）	実証事業委託契約標準契約書（旧）
<p><u>と異なる条件を別に定めて乙に指示することができ、乙はこの指示に従うものとする。</u></p> <p>第3項 ～ 第4項（略）</p> <p>5 乙は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。<u>なお、甲が複数の者との間で複数の委託契約を締結した場合等においては、乙は、当該複数の者に対して、当該事業を実施する目的に限り取得財産を使用させることができるものとし、この場合、甲の承認を得たものとみなす。</u></p> <p>（取得財産の譲渡）</p> <p>第20条の2</p> <p>第1項 ～ 第3項（略）</p> <p>4 譲渡価格は、取得価額から、取得価額に100分の90を乗じた額に1を法定耐用年数で除した値（小数点第四位以下切り上げ。ただし、2007年3月31日以前の取得財産については小数点第四位以下切り捨て。）を乗じた額（以下「年償却額」という。）に取得日から事業終了日までの期間（以下「算定期間」という。）における通算経過年数を乗じて得られた額及び算定期間のうち12月に満たない月数（1月に満たない日数があるときは1月と算定する。以下「端数月数」という。）を年償却額に乗じて12で除した額（小数点以下四捨五入）を減算した額とする。ただし、取得価額に100分の5を乗じた額を下回らない額とする。<u>なお、取得価額が20万円未満の場合、年償却額は取得価額を3で除した額（小数点以下四捨五入。）とする。</u></p> <p>【算定式】</p> $\text{譲渡価格} = \text{取得価額} - (\text{年償却額} \times \text{経過年数} + \text{年償却額} \times \text{端数月数} \div 12)$ $\geq \text{取得価額} \times (5 \div 100)$ <p>第5項 ～ 第14項（略）</p>	<p>第3項 ～ 第4項（略）</p> <p>5 乙は、取得財産を委託業務以外の目的に使用してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。</p> <p>（取得財産の譲渡）</p> <p>第20条の2</p> <p>第1項 ～ 第3項（略）</p> <p>4 譲渡価格は、取得価額から、取得価額に100分の90を乗じた額に1を法定耐用年数で除した値（小数点第四位以下切り上げ。ただし、2007年3月31日以前の取得財産については小数点第四位以下切り捨て。）を乗じた額（以下「年償却額」という。）に取得日から事業終了日までの期間（以下「算定期間」という。）における通算経過年数を乗じて得られた額及び算定期間のうち12月に満たない月数（1月に満たない日数があるときは1月と算定する。以下「端数月数」という。）を年償却額に乗じて12で除した額（小数点以下四捨五入）を減算した額とする。ただし、取得価額に100分の5を乗じた額を下回らない額とする。</p> <p>【算定式】</p> $\text{譲渡価格} = \text{取得価額} - (\text{年償却額} \times \text{経過年数} + \text{年償却額} \times \text{端数月数} \div 12)$ $\geq \text{取得価額} \times (5 \div 100)$ <p>第5項 ～ 第14項（略）</p>

実証事業委託契約標準契約書（新）	実証事業委託契約標準契約書（旧）
<p>第20条の3 ～ 第25条の2 （略）</p> <p><u>（技術流出防止に係る対応）</u></p> <p><u>第25条の3 乙は、委託業務の実施に当たり、甲が公募時等に提示する「NEDO研究開発事業における技術流出防止策に係る基本方針」（以下「技術流出防止策の基本方針」という。）を遵守するものとする。</u></p> <p><u>2 乙の責に帰すべき事由により、乙が技術流出防止策の基本方針に違反したときには、甲は乙に対し是正のために必要な指示を行うことができ、乙はその指示に従うものとする。</u></p> <p>第26条 ～ 第30条 （略）</p> <p>（不正行為等に対する措置）</p> <p>第31条</p> <p>第1項 ～ 第3項 （略）</p> <p>4 甲は、前項の検査の結果、<u>不正等の事実が確認できた場合の当該不正等に係る過払金及び確定後過払金（以下「不正等に係る過払金等」という）</u>の返還を乙に求めるときは、当該<u>不正等に係る過払金等</u>の受領の日から納付の日までの日数に応じ、<u>不正等に係る過払金等</u>の額につき民法第404条に定める法定利率で算出した利息、又は<u>不正等に係る過払金等</u>の額につき年10.95%の割合により計算した加算金を付することができるものとする。</p> <p>第5項 ～ 第7項 （略）</p> <p>第31条の2 ～ 第39条 （略）</p>	<p>第20条の3 ～ 第25条の2 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第26条 ～ 第30条 （略）</p> <p>（不正行為等に対する措置）</p> <p>第31条</p> <p>第1項 ～ 第3項 （略）</p> <p>4 甲は、前項の検査の結果、確定後過払金の返還を乙に求めるときは、当該<u>確定後過払金</u>の受領の日から納付の日までの日数に応じ、<u>確定後過払金</u>の額につき民法第404条に定める法定利率で算出した利息、又は<u>確定後過払金</u>の額につき年10.95%の割合により計算した加算金を付することができるものとする。</p> <p>第5項 ～ 第7項 （略）</p> <p>第31条の2 ～ 第39条 （略）</p>

実証事業委託契約標準契約書（新）	実証事業委託契約標準契約書（旧）
<p>（協力事項）</p> <p>第40条 乙は、委託業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について乙の負担において甲に協力するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>委託業務に係る成果報告会</u>、事業化調査に係る資料の作成、情報の提供、ヒアリングへの対応及び委員会等への出席</p> <p>三 （略）</p> <p>（存続条項）</p> <p>第41条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第27条、第28条若しくは第29条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。</p> <p>第3条第2項から第4項まで、第4条、第6条、第8条、第14条第1項から第8項まで、第15条から第19条まで、第20条<u>第2の2項</u>から第7項まで及び第9項から第12項まで、第20条の2第1項、第2項及び第7項から第14項まで、第21条、第24条第3項から第6項まで、第24条の2から第27条まで、第30条、第31条、第32条から第34条まで、第36条から第38条まで、第38条の2第1項から第6項まで、第39条、<u>第40条第1項第三号並びに第43条の2</u></p> <p>三～四 （略）</p> <p>第42条 ～ 第43条 （略）</p> <p><u>（実施場所が外国である場合の措置）</u></p>	<p>（協力事項）</p> <p>第40条 乙は、委託業務の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項について乙の負担において甲に協力するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 事業化調査に係る資料の作成、情報の提供、ヒアリングへの対応及び委員会等への出席</p> <p>三 （略）</p> <p>（存続条項）</p> <p>第41条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は第27条、第28条若しくは第29条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。</p> <p>第3条第2項から第4項まで、第4条、第6条、第8条、第14条第1項から第8項まで、第15条から第19条まで、第20条<u>第3項</u>から第7項まで及び第9項から第12項まで、第20条の2第1項、第2項及び第7項から第14項まで、第21条、第24条第3項から第6項まで、第24条の2から第27条まで、第30条、第31条、第32条から第34条まで、第36条から第38条まで、第38条の2第1項から第6項まで、第39条<u>並びに</u>第40条第1項第三号</p> <p>三～四 （略）</p> <p>第42条 ～ 第43条 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

実証事業委託契約標準契約書（新）	実証事業委託契約標準契約書（旧）
<p data-bbox="85 212 1115 435"><u>第43条の2 乙は、外国において委託業務を実施し又はこれに関連して乙が行う一切の行為に起因して甲に生じる、甲の税務（申告・還付・調査対応を含む）に係る手続及び甲所有の財産等に係る手続を含む事務負担並びに実施計画書に定めのない追加的金銭負担その他これらに付随して発生する費用・損害等について、一切の責任を負うものとする。ただし、実施計画書に定めがある場合はこの限りでない。</u></p> <p data-bbox="85 499 295 531">第44条（略）</p> <p data-bbox="85 595 203 627">特記事項</p> <p data-bbox="85 643 436 675">第1条 ～ 第4条（略）</p> <p data-bbox="103 738 604 770">（乙からの委託契約等に関する契約解除）</p> <p data-bbox="85 786 1115 1106">第5条 乙は、本契約に関する乙からの業務の受託事業者等（受託事業者（受託が数次にわたるときは、すべての受託事業者を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、受託事業者又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該受託事業者等との契約を解除し、又は受託事業者等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。</p> <p data-bbox="85 1121 1115 1297">2 甲は、乙が受託事業者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは受託事業者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該受託事業者等との契約を解除せず、若しくは受託事業者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。</p> <p data-bbox="85 1361 271 1393">第6条（略）</p>	<p data-bbox="1137 499 1348 531">第44条（略）</p> <p data-bbox="1137 595 1256 627">特記事項</p> <p data-bbox="1137 643 1489 675">第1条 ～ 第4条（略）</p> <p data-bbox="1155 738 1574 770">（下請負契約等に関する契約解除）</p> <p data-bbox="1137 786 2175 1106">第5条 乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受任者が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。</p> <p data-bbox="1137 1121 2175 1297">2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。</p> <p data-bbox="1137 1361 1323 1393">第6条（略）</p>

実証事業委託契約標準契約書（新）	実証事業委託契約標準契約書（旧）
<p>（不当介入に関する通報・報告）</p> <p>第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は<u>受託事業者</u>等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は<u>受託事業者</u>等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1. この標準契約書は、2026年4月1日から施行し適用する。</u></p> <p><u>2. 改正後の約款第25条の3の規定は、2026年4月1日以降に新たに公募する事業から適用し、これ以前に公募した事業については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>3. 改正後の約款第20条第2の2項、第31条第4項及び第43条の2の規定は、2026年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、従前の例による。</u></p> <p><u>（2）様式 ～ （3）別紙</u></p> <p>（4）実証事業委託費積算基準 （略）</p>	<p>（不当介入に関する通報・報告）</p> <p>第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は<u>下請負人</u>等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は<u>下請負人</u>等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。</p> <p><u>（2）様式 ～ （3）別紙</u></p> <p>（4）実証事業委託費積算基準 （略）</p>